

第15回 高松市新型コロナウイルス対策本部会議

日 時 令和2年12月4日（金）
午後4時から
場 所 本庁舎13階 大会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

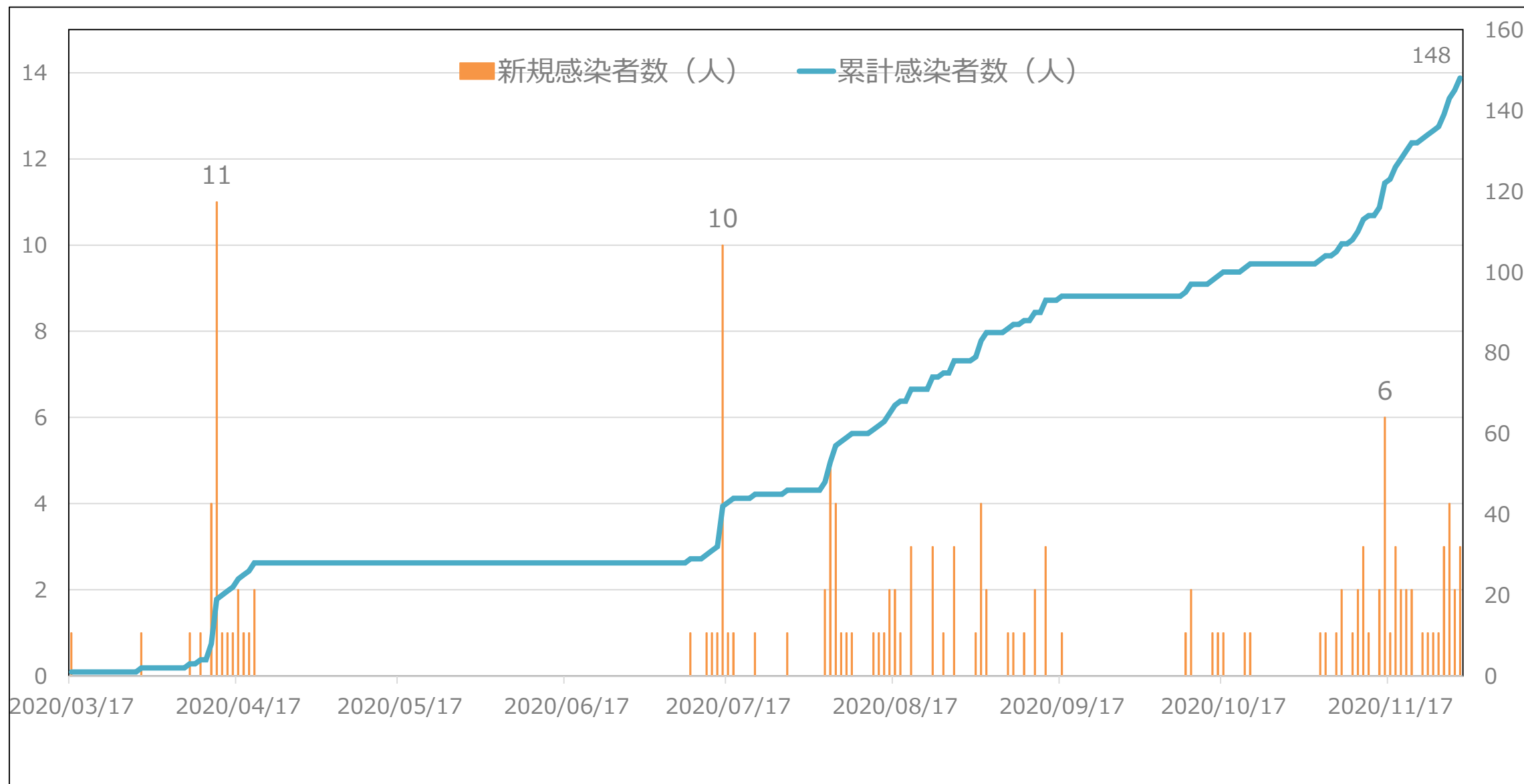
- (1) 県内・市内における感染者の状況について
- (2) 新型コロナウイルス感染症による市内経済等の状況について
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策（令和2年12月補正予算（案））について
- (4) 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について

3 その他

4 閉 会

（１）県内・市内における感染者の状況について

県内における感染者の状況（2020.3.17～2020.11.30）

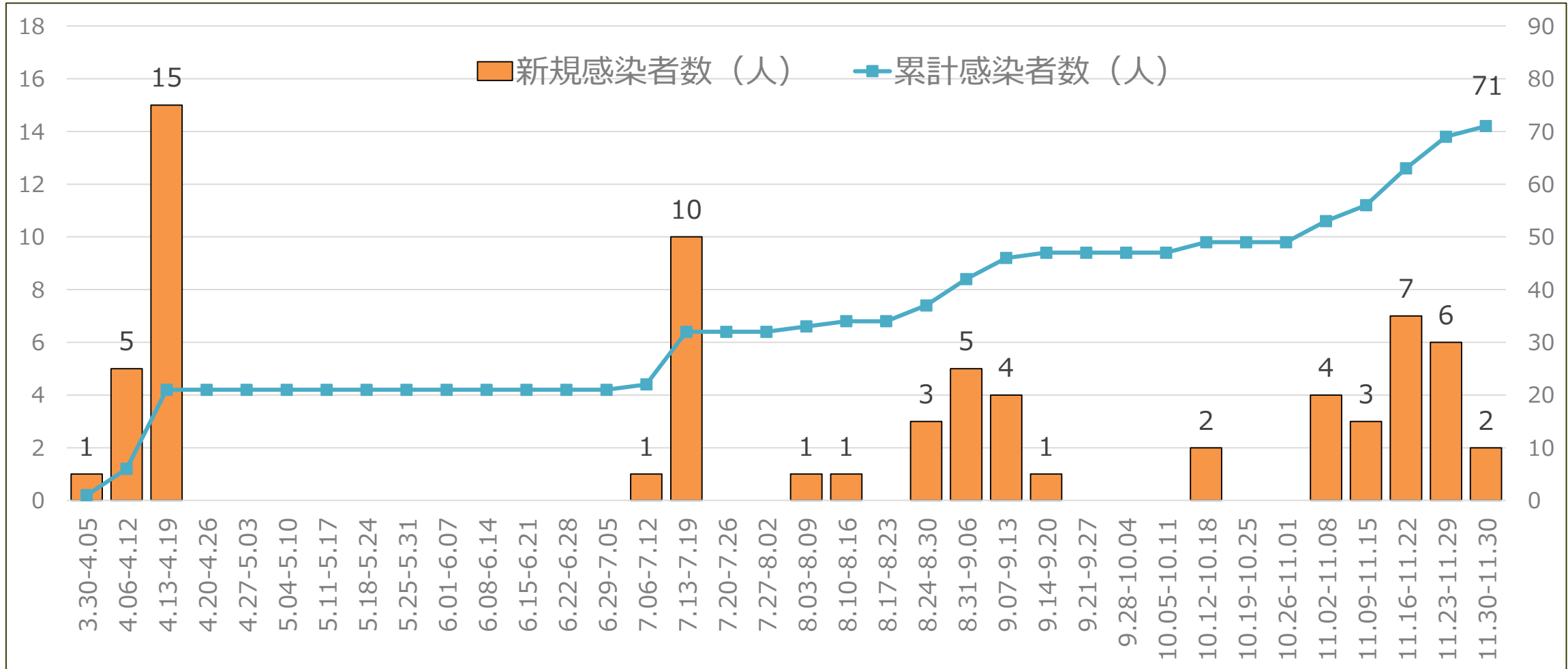


市内における感染者の状況（2020.3.30～2020.11.30）



○市内における感染者の推移

- ・本市で第1例目の感染者が3月30日に判明して以降、4月には保育所でクラスターが発生し、一時、感染者が急増したが、5月、6月と感染者は確認されていない。
- ・7月以降は、散発的に感染者が確認される状況が続いていたが、11月に入り、ほぼ連日、感染者が確認されている。

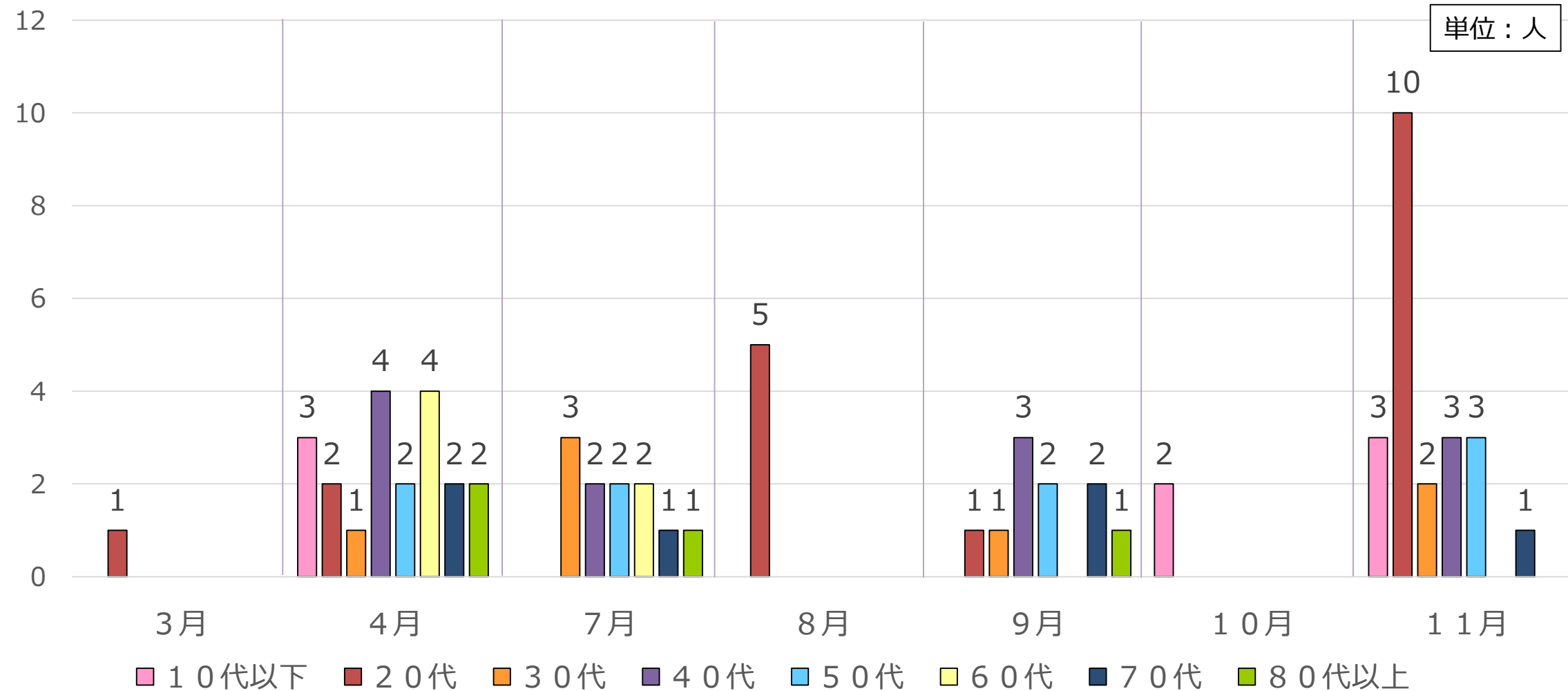


市内における感染者の状況（年代別）



○市内における感染者の年代別の状況

- ・4月、7月、9月は、ほぼ全世代で同程度の感染者が確認されていたが、8月、11月は、20代が突出して確認されている。
- ・重症化が懸念される高齢者層への感染は、8月以降、比較的強く抑えられている。



(2) 新型コロナウイルス感染症による市内経済等の状況
について

(3) 新型コロナウイルス感染症対策（令和 2 年 1 2 月
補正予算（案））について

事業者への支援策の状況



○セーフティネット等保証・認定申請件数の推移

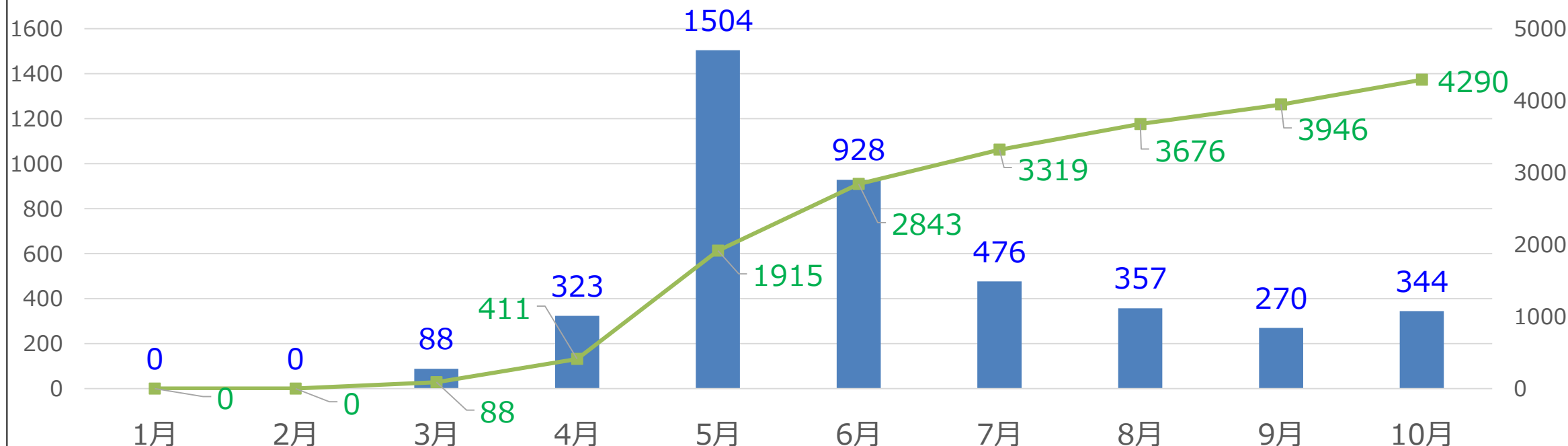
認定申請件数は5月をピークとして、減少傾向にあったが、10月に入り再び増加している。

R2年度の申請件数については、10月末時点で約4,200件で、R元年度の申請件数（96件）を大幅に上回っている。

セーフティネット等保証・認定申請件数

単位：件

■申請件数 ■累計申請件数



※セーフティネット保証等の認定とは

中小企業者の資金繰りを支援するため、所定の要件を満たす事業者について、市区町村長が売上減少の事実を認定することで、信用保証協会の保証付き融資を受けやすくする制度。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受け、令和2年3月及び5月に要件・運用が緩和されている。

事業者への支援策の状況



○緊急経営安定対策特別融資（市制度融資）申請件数の推移

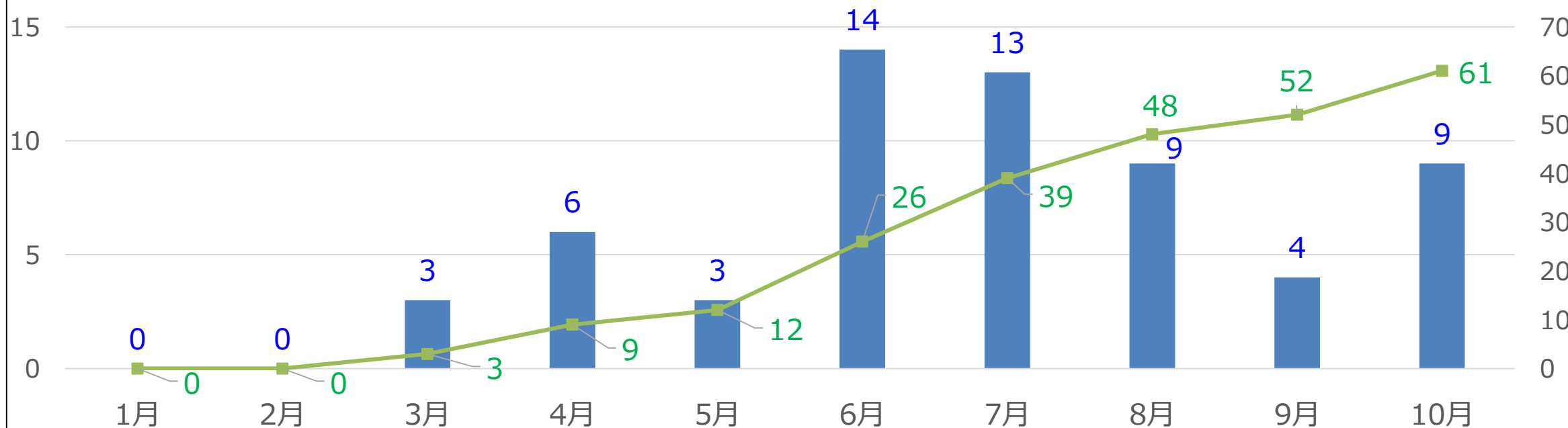
認定申請件数は6月をピークとして、減少傾向にあったが、10月に入り再び増加している。

R2年度の申請件数については、10月末時点で58件で、R元年度の年間申請件数（4件）を大幅に上回っている。

緊急経営安定対策特別融資（市融資制度）申請件数

単位：件

■申請件数 ■累計申請件数



※緊急経営安定対策特別融資とは

中小企業者の資金繰りを支援するため、所定の要件を満たす事業者について、取扱金融機関を通じ、利子・保証料補給を伴う融資を行う制度。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受け、令和2年3月から4月にかけて一部要件を緩和し、同年5月22日以降は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合は、実質無利子融資として利用できるように、利子補給率を改正した。

市独自の特別経済対策（5・7月臨時補正予算）



テナント賃料給付金（5月臨時補正）

（単位：千円）

補正予算額	1,000,000	（想定） 100千円×10,000件
執行額	235,472	（実績） テナント賃料月額（上限100千円）×2,864件

宿泊業応援金（5月臨時補正）

（単位：千円）

補正予算額	52,000	（想定） 300千円×130件、100千円×130件
執行額	32,900	（実績） 300千円×78件、100千円×95件

キャッシュレス決済に対するポイント還元キャンペーン（7月臨時補正）

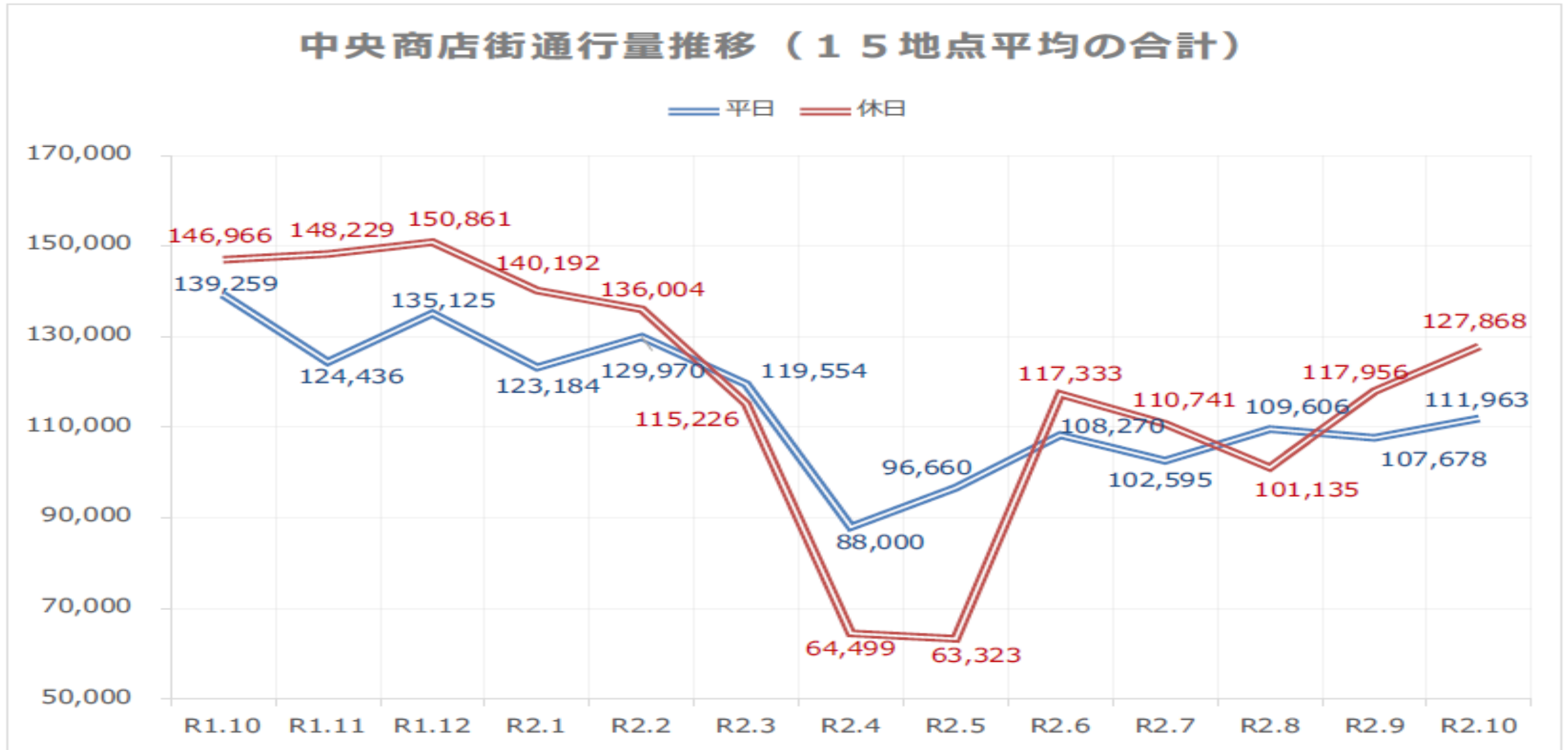
（単位：千円）

補正予算額	530,000	（想定） キャッシュレスポイント還元分想定
執行額	162,023	（実績） キャッシュレスポイント還元実績

中央商店街の通行量の推移



○中央商店街の通行量は、4月・5月に大幅に減少していたが、少しずつ回復してきている。

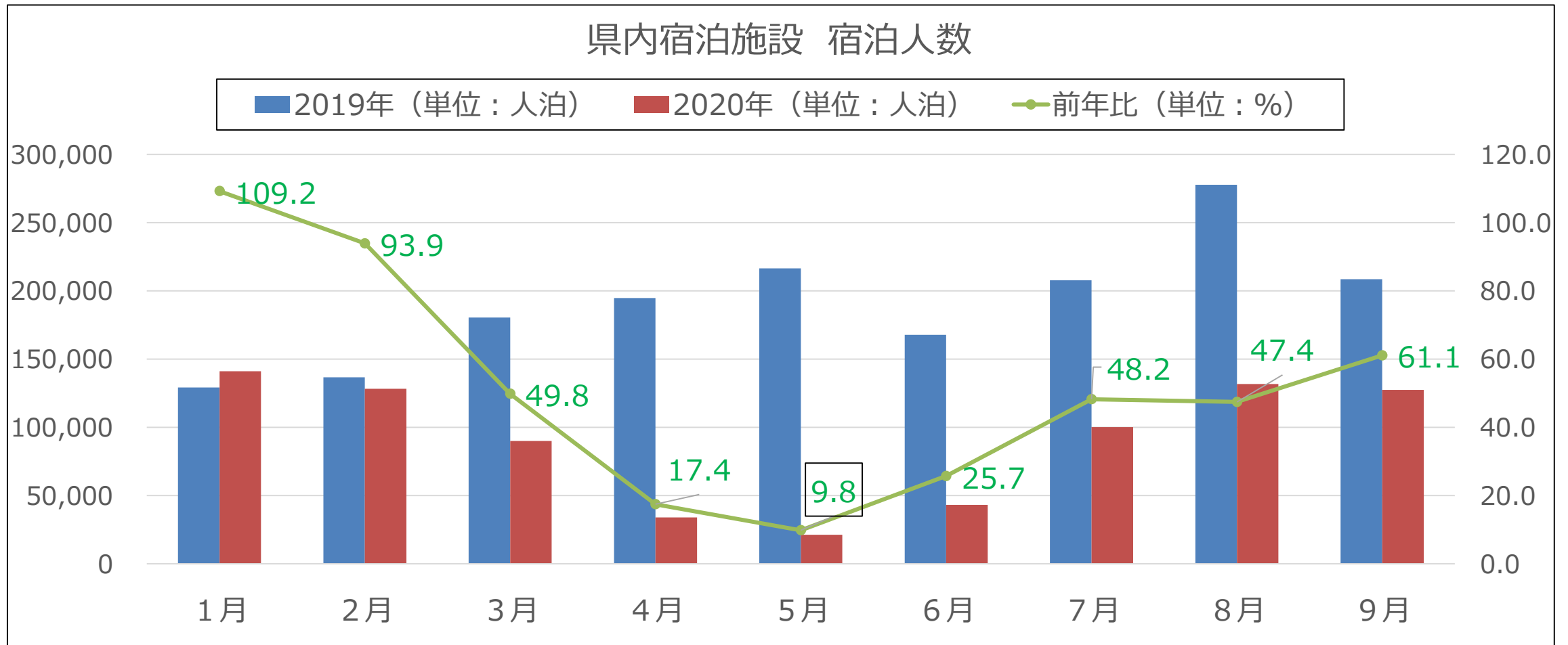


- 依然として厳しい経済状況が続いており、人が外にでない、動かないことによる消費の伸び悩みの影響はあらゆる業種に及んでいる。
- 大きく落ち込んだ場合は、戻りも早いですが、ずるずると微減の状態が続くのが一番怖い。今の状況はまさにずるずると微減の状態である。
- 全国的にも、今までは耐えてきたが、年を越せるのかという心配の声が聞こえている。
- 小規模の飲食店では、国が指導するような完璧な対策ができない事業者が多く、そういった事業者への雇用支援などを考えていただきたい。

県内宿泊施設 宿泊人数の推移



○県内宿泊施設の宿泊人数対前年比は、5月に最大約90%減少し、少しずつ回復しているが、9月においても約40%減と、厳しい状況が続いている。

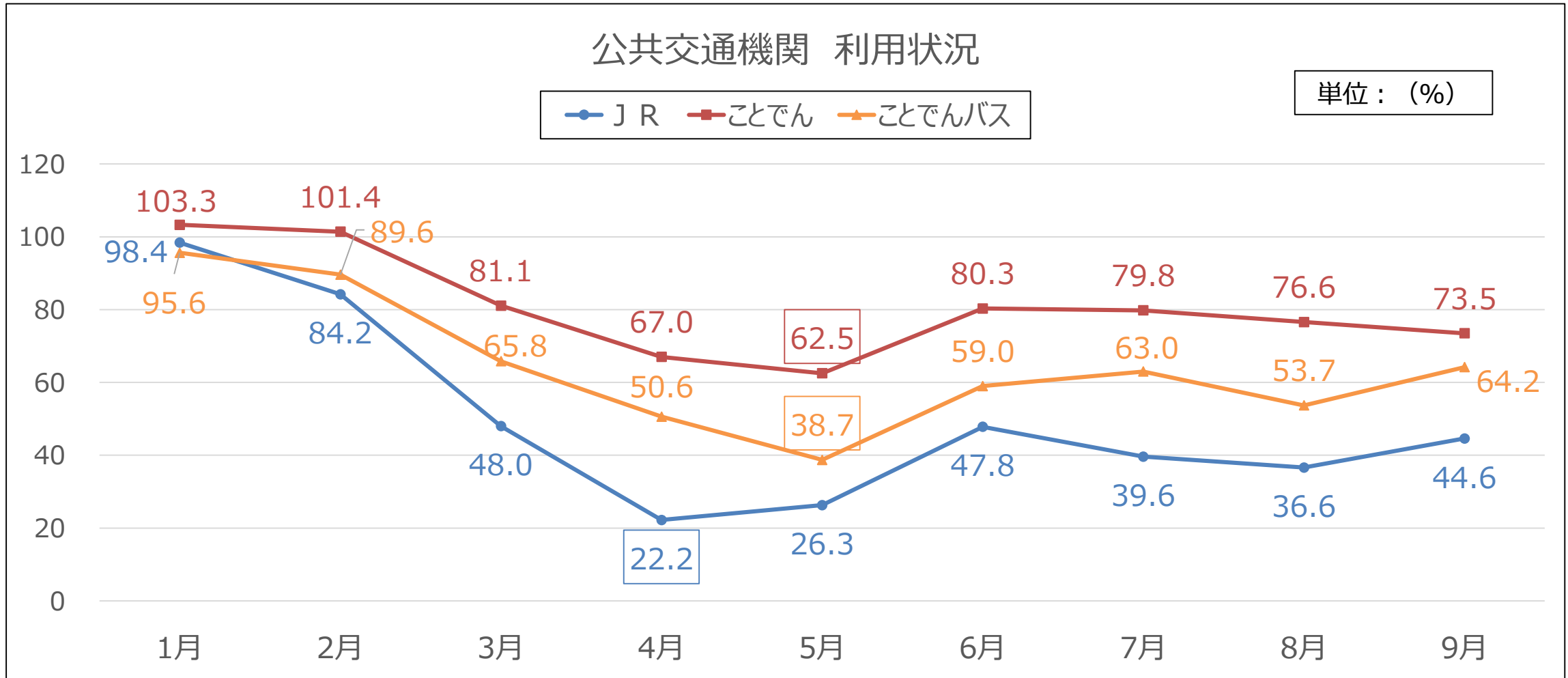


「新型コロナウイルス感染症に伴う県内宿泊施設への影響に関する調査（香川県）」より

公共交通機関 利用状況前年比の推移



○公共交通機関の利用状況対前年比は、4月・5月に大幅に減少しており、9月においても約30～60%減と、厳しい状況が続いている。



新型コロナウイルス感染症への取組 ～市独自の取組～



区分	事業名	補正額（千円）
感染防止対策	65歳以上の高齢者へのPCR検査費用助成事業	6,822
	医療機器等の整備	108,273
経済の活性化	宿泊業応援金、テナント賃料給付金	1,062,700
	たかまつ今こそ！アート事業	5,000
	ディスカバーたかまつフォトコンテスト	5,000
	商都たかまつ！最大20%戻ってくる消費拡大キャンペーン	540,000
	ワーケーション推進事業	9,000
	中小企業等デジタルシフト事業	30,000
教育	教育ICT・整備活用推進事業	927,842
	小中学校の水栓金具交換	39,000
福祉	ひとり親家庭等臨時特別給付金	92,277
	子育て世帯臨時特別給付金	1,099,125
	出産応援特別給付金	196,000
	福祉分野における遠隔での相談支援体制確立	2,607
公共交通	公共交通機関サービス水準向上支援事業 継続運行特別支援事業	228,386

商都たかまつ！最大25%戻ってくる おかわりキャンペーン



高松市
Takamatsu City



PayPay

市内店舗におけるさらなる消費喚起とキャッシュレス決済の一層の利用促進を図るため、キャッシュレス消費拡大キャンペーン第2弾を実施します。

- | | |
|------------|---|
| 1 内容 | 対象店舗等で「Pay Pay」で支払うと、決済金額の最大25%のPay Payボーナスを付与（一部対象外有） |
| 2 ポイント付与上限 | 決済1回当たりの付与上限 <u>2,000円相当</u>
期間中の付与上限 <u>20,000円相当</u> |
| 3 実施期間 | 令和3年1月5日（火）～2月28日（日）の2か月間 |
| 4 対象店舗等 | 市内のPay Payが利用できる店舗等（一部対象外有） |

12月補正（当初分）の内容



本庁舎設備等運転管理費

【財産経営課】

補正額	財源
7,296千円	国 7,296千円

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、本市施設の窓口及び相談室等に飛沫防止スクリーンを設置します。



生活困窮者自立支援事業費

【生活福祉課】

補正額	財源
32,005千円	国 24,003千円
	一財 8,002千円

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮者に対する住居確保給付金事業費を増額します。

◆住居確保給付金

対象者	離職等の日から2年以内、又は休業等で離職と同等の状況にある方
支給額	単身世帯37,000円上限、世帯構成により最大58,000円上限
支給期間	原則3か月

12月補正（当初分）の内容



新型コロナウイルス感染症予防接種事業費 【保健予防課】

補 正 額	財 源	
4,675千円	国	4,675千円

新型コロナウイルス感染症ワクチンの予防接種に向けたシステム改修を行います。

漁業近代化資金等利子補給費 【農林水産課】

補 正 額	財 源	
2,057千円	国	2,057千円

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営が悪化した水産業者を支援するため、香川県信用漁業協同組合連合会において新たに創出される融資制度に対し、利子を補給します。

新型コロナウイルス感染症対策利子等補給基金積立金 【産業振興課】

補 正 額	財 源	
20,000千円	国	20,000千円

新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りが悪化している小規模事業者を支援するために行っている緊急経営安定対策特別融資の利子等補給分に対し、財源を確保するため、新たに基金を設置します。

道の駅源平の里むれ管理運営費 【観光交流課 観光エリア振興室】

補 正 額		財 源	
49,280千円	国		46,650千円
	一財		2,630千円
債 務 負 担 行 為			
R3			49,280千円

新しい生活様式に基づき、安心・快適に利用できる環境整備を行うため、道の駅源平の里むれの空調を更新します。



<道の駅源平の里むれ>

12月補正（追加分）の内容



こども・子育て支援臨時特別給付金 【こども家庭課】

補 正 額	財 源
558,927千円	国 558,927千円

こどもたちが学校や外出時に使用するマスクや消毒液等の日常的な感染症対策用品に係る購入費など、各家庭において、新型コロナウイルス感染症からこども達を守るための支援を幅広く行うため、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童一人当たり1万円を支給します。

地域公共交通運行特別支援事業費【交通政策課】

補 正 額	財 源
59,800千円	国 59,800千円

三密を避けた市民生活の移動手段を維持・確保するため、路線バスやタクシー事業者などに対し、運行が継続できるよう支援します。

路線バス等事業継続支援金	1系統当たり30万円
タクシー事業継続支援金	1台当たり5万円

感染症予防事業費 【保健予防課】

補 正 額	財 源
10,000千円	国 10,000千円

新型コロナウイルス感染症の患者や疑い患者を医療機関又は宿泊療養施設等に搬送する車両を購入します。



12月補正（追加分）の内容



新型コロナウイルス感染症特別追加経済対策事業費

【産業振興課、観光交流課】

補 正 額	財 源	
531,683千円	国	531,683千円

新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、消費需要の更なる冷え込みが懸念されることから、特に影響が大きい飲食業及び宿泊業について、感染防止対策を講じながら営業を継続する事業者に対して応援金を給付します。

飲食業営業継続応援金

給付額	市内に店舗を有する飲食業者	1店舗当たり100千円
-----	---------------	-------------

宿泊業営業継続応援金

給付額	旅館やホテルを経営する宿泊業者	1施設当たり300千円
	簡易宿泊所を経営する宿泊業者	1施設当たり100千円



新型コロナウイルスワクチン住民接種体制について

1 新型コロナウイルスワクチン住民接種について

国では、令和3年前半までに全国民に提供できる数量を確保することを目指すとしており、また、仮に同年初頭にワクチン供給が可能となった場合に早期に接種できるよう準備を予め進めていく必要があるとされています。

※「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について(中間とりまとめ)」(抄)

～令和3年前半までに全国民に提供できる数量を確保することを目指す。

※「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱」(抄)

～仮に来年初頭に新型コロナウイルスワクチンの供給が可能となった場合には、(中略)早期に接種を開始できるよう、準備を予め進めていく必要がある。

(中略)接種のために必要な体制を、実際の接種より前に着実に整備することを目的とする。

2 ワクチン接種の手法

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種には、季節性インフルエンザワクチンと同様に、対象者が市内の協力医療機関で接種する「個別接種」と、対象者が市内会場(ex.小学校体育館等)に集まってもらって接種する「集団接種」があります。

3 国において決定している事項

- (1) ワクチン、注射器に係る経費は国の負担
- (2) 医療機関との契約は全国統一集合契約、接種費用は全国統一単価
- (3) 接種対象者に対し全国共通の接種券、予診票等を個別送付
- (4) 問い合わせ等への対応は、市町村が一般的な相談、都道府県が専門的な相談 等

4 国において今後決定する事項

- (1) ワクチンの供給時期及び供給量、供給期間
- (2) ワクチン接種の優先順位、対象年齢
- (3) ワクチン接種回数
- (4) 目標とする接種率
- (5) 優先接種となる具体的な基礎疾患、把握方法
- (6) 接種券、予診票等の様式 等

新型コロナウイルス感染症に係る ワクチン接種について

2020年11月11日
厚生労働省健康局

新型コロナウイルスワクチンの開発状況

- ◆ 国内・海外の様々な主体が実用化を目指して取り組んでいる。
- ◆ 新たな手法によるワクチンの開発が進められている。
 - ◆ これまでのワクチンは、ウイルスやウイルスの一部を、病原性をなくした上で接種して、免疫をつけるもの。
例：不活化ワクチン（インフルエンザワクチン、日本脳炎ワクチン 等）
 - ◆ 現時点で開発が先行している新型コロナワクチンは、ウイルスの遺伝情報の一部を接種する（ことにより、体内でウイルスの一部が作られ、免疫ができる）もの。
例：メッセンジャーRNAワクチン、ウイルスベクターワクチン
- ◆ 海外の大手製薬企業が、開発で先行している状況。
 - アストラゼネカ社・オックスフォード大（英）
 - ファイザー社（米）・ビオンテック社（独）
 - モデルナ社（米国）
 - ヤンセン社（米）
 - ノババックス社（米）
 - サノフィ社（仏）・GSK社（英） 等
- ◆ 国内の研究開発・生産体制整備についても、国が支援を行っている。
 - ◆ 通常は、研究開発が終わってから生産体制整備に入るが、今回はこれらを並行して支援することで、加速化を図っている。
 - ◆ 海外で開発されたワクチンの国内生産についても、支援を行っている。

海外で開発されたワクチンの確保に関する取組

海外で開発された新型コロナワクチンの導入に向けてメーカーと協議を行うとともに、生産体制の整備や国内治験への支援を行うことにより、安全で有効なワクチンをできるだけ早期に国民へ供給することを目指している。

正式契約を締結したもの

モデルナ社（米国）との契約（10月29日）

- 新型コロナウイルスのワクチン開発に成功した場合、武田薬品工業株式会社による国内での流通のもと来年上半年に4000万回分、来年第3四半期に1000万回分の供給を受けることについて両者と契約を締結。

協議・合意が公表されているもの

ファイザー社（米国）との基本合意（7月31日）

- 新型コロナウイルスのワクチン開発に成功した場合、来年6月末までに6000万人分のワクチンの供給を受ける。
- 今後、最終契約に向けて協議を進める。

アストラゼネカ社（英国）との基本合意（8月7日）

- 新型コロナウイルスのワクチン開発に成功した場合、来年初頭から1億2000万回分のワクチンの供給（そのうち3000万回分については来年の第一四半期中に供給）を受ける。
 - 今後、最終契約に向けて協議を進める。
- ※アストラゼネカ社は以下について公表。
- ・JCRファーマ株式会社でのワクチン原液の国内製造と、海外からのワクチン原液の輸入を予定。
 - ・国内外で製造されたワクチン原液は、第一三共株式会社、第一三共バイオテック株式会社、Meiji Seikaファルマ株式会社、KMバイオロジクス株式会社において製剤化等を行う。
 - ・海外での臨床試験に加え、日本国内でも第I/II相試験を8月下旬より開始。
- ※国内でのワクチン原液製造・製剤化等の体制整備は、「ワクチン生産体制等緊急整備事業」（2次補正）の補助対象

このほか、国内生産が計画されているもの

ノババックス社（米国）：武田薬品工業株式会社が提携して日本国内でワクチン生産を予定

- ※両社は以下について公表している。（8月7日）
- ・ノババックス社のワクチンを、日本国内で年間2.5億回分生産する体制整備を図る。
- ※国内でのワクチン製造のための技術移管と体制整備は、「ワクチン生産体制等緊急整備事業」（2次補正）の補助対象

2

新型コロナワクチンの有効性・安全性

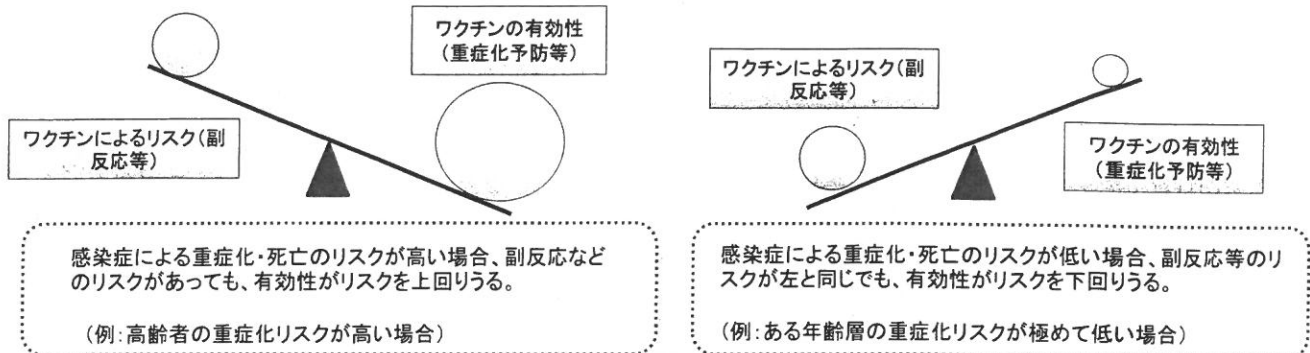
- ◆ 一部の海外開発のワクチンで、第1相・第2相の臨床試験結果が発表されている。
 - ◆ 少人数（数十人～100人前後）の人に投与した結果、次のようなことが分かった。
 - 接種により、新型コロナウイルスへの抗体がつく
 - 軽い有害事象（頭痛、疲労感など）が一定数の人でみられる
 - ◆ 新型コロナウイルス感染症の発症を防げるかどうかは分かっていない。
- ◆ 一部の海外開発のワクチンでは、第3相臨床試験が進められている。
 - ◆ 第3相臨床試験では、接種群と非接種群（対照群）を比較して、接種により実際に発症が減るかどうかを確認する。
 - ◆ 米国、ブラジルなど、比較的感染者が多い国で実施されている。
 - ◆ 今年夏に相次いで開始されており、秋から冬にかけて、一定の結果が明らかになる可能性も。
- ◆ 第3相臨床試験を踏まえて、海外・国内で承認申請がなされると思われる。
 - ◆ 承認される段階では、第3相臨床試験の結果から、ワクチンが、発症の予防に効果があるかどうかは判明している可能性がある。
 - ◆ ただし、ワクチンで感染が防げるかどうかは、この段階では分からない。（ワクチンの効果により発症しないが、感染してウイルスを持っている、という可能性も）

ワクチンの接種に係る判断について ～有効性・安全性とリスク・ベネフィット～

- ワクチンの接種後に副反応が生じることがあり、副反応をなくすことは困難である。
・比較的軽度だが頻度が高い副反応や、重篤だが極めてまれな副反応が含まれる。

- ワクチンの接種によって得られる利益(有効性)と副反応などのリスク(安全性)の比較衡量(リスク・ベネフィット)により接種の是非を判断する必要がある。

◆対象者の特性により有効性の大きさが異なる場合、同じワクチンであっても接種の判断が異なりうる。



- ワクチンの接種に当たっては、ワクチンの特性に加え、接種対象となる者の年齢や医学的な背景等を踏まえた新型コロナウイルス感染によるリスクを勘案し、総合的に接種の判断をすることができるよう情報提供することが必要である。
- ワクチンの有効性及び安全性について、国民のワクチンに対する認識を理解し、的確で丁寧なコミュニケーション等により、幅広く理解が得られるよう取組む。

4

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案について

改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の発生状況に対処するため、予防接種の実施体制の整備等を行うとともに、検疫法第34条の指定の期限を延長できることとするため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 予防接種法の改正

① 予防接種に係る実施体制の整備

- 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について、予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施するものとする。
 - 接種に係る費用は、国が負担する。
 - 予防接種により健康被害が生じた場合の救済措置や副反応疑い報告等については、予防接種法の現行の規定を適用する。
 - ※ 接種の勧奨及び接種の努力義務については、予防接種の有効性及び安全性に関する情報等を踏まえ、政令で適用しないことができるものとする。

② 損失補償契約の締結

- 政府は、ワクチンの使用による健康被害に係る損害を賠償すること等によって生じた製造販売業者等の損失を補償することを約する契約を締結できることとする。

2. 検疫法の改正

- 検疫法第34条の感染症の政令指定の期限については1年以内となっているが、感染症法による指定感染症の政令指定の期限と同様に、1年以内に限り延長できるようにする。
 - ※1 新型コロナウイルス感染症については、令和2年2月14日に検疫法第34条の感染症として政令で指定（令和3年2月13日までが期限）。政令指定により、同法に基づく隔離、停留等の規定を準用することができる。
 - ※2 新型コロナウイルス感染症については、感染症法の指定感染症としての期限は令和3年1月31日までであるが、1年以内に限り延長が可能。

施行期日

公布の日

5

接種体制確保事業の目的等

- 現時点では新型コロナウイルスワクチンの、接種開始時期を具体的に見定めることは困難であるが、実用化された際に早期に接種を開始できるよう、接種のために必要な体制を着実に整備することを目的とする。
- 今回の実施要綱・要領は、本事業の実施主体となる市町村・都道府県があらかじめ準備しておくべき事項等を示す。

市町村があらかじめ準備しておくべき主な事項

- **人的体制の整備**
 - 平時を大幅に上回る業務量に対応できるよう、必要な人員を確保する
- **予防接種台帳システム等のシステム改修**
 - 個別通知等の印刷や接種記録の管理等を行えるよう、必要に応じて予防接種台帳システム等を改修する
- **印刷・郵送準備**
 - 接種の案内、個別通知及び予診票等を印刷できるよう準備する
- **接種実施体制の検討・調整**
 - 医療関係団体等と連携し、接種実施体制構築の検討・調整を行う
- **相談体制の確保**
 - 住民からの問合せ等を受け付ける体制を確保する

都道府県があらかじめ準備しておくべき主な事項

- **人的体制の整備**
 - 専門的相談体制の確保等も見据え、必要な人員を確保する
- **広域での接種の実施体制の確保に係る調整**
 - 複数市町村にまたがる調整事項に対し、助言・調整を行う
- **医療従事者等への接種の実施体制の確保**
 - 市町村・医療関係団体等と連携し、医療従事者等への接種体制構築の検討・調整を行う
- **ワクチン流通調整の準備**
 - ワクチン流通の調整に向けて、医療関係団体、卸関係団体、庁内業務担当部門等の関係者と円滑に協議・連携できる体制を構築する
- **専門的相談体制の確保**
 - 市町村で対応が困難な専門的な相談等を受け付ける体制を確保する

9

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保の留意事項（現時点での想定）

【令和2年10月23日付事務連絡】

- 各自治体における接種体制の確保に当たって参考となるよう、現時点で想定される事項をまとめたもの。
- 今後判明するワクチンの特性等の情報に基づいて、変更する可能性があることに留意を要する。

1. 接種対象者

- ワクチンの接種は、原則、居住地の市町村において行う。
- 戸籍又は住民票に記載がない者、その他やむを得ない事情があると実施主体が認める者についても、同意を得た上で接種を実施する。

2. 個別通知

- 市町村は対象者に対し、接種実施医療機関等が当該市町村の対象者であることを確認できるよう、「接種券」を発行する。

3. 接種実施会場の確保

- 受託医療機関等の確保について、市町村は関係者と協議。必要に応じて、医療機関等での接種以外に、公共施設の会場を確保。
- ワクチンは、冷凍での保管が必要なもの、複数回数が1バイアルとして供給されるもの、一度に配送される量が多いものなど、通常とは異なる特性が想定されるため、受託医療機関や接種会場ごとの接種可能人数を可能な限り多くすることが必要。

受託医療機関等に必要な体制

- | | |
|------|---|
| 共通事項 | <ul style="list-style-type: none"> □ ワクチンの冷蔵施設を有する □ 予約時間枠の設定、被接種者の動線の検討等により、3密対策が講じられている □ 国が用意するシステム（PC・スマートフォンからアクセス可能）を用い、接種状況等を定期的に報告する |
|------|---|

- | | | |
|---------------|-----|--|
| ワクチンの特性に応じた事項 | I型 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 1度に配送される多量のワクチンを、有効期間内に活用できるよう、40日間に計1,000回以上の接種を行う体制を確保できる ◆ 超低温の維持のために、ワクチンとは別に配送するドライアイスの詰替等を行える |
| | II型 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 1バイアル当たりの接種回数を有効活用できるよう、1日に原則として100回以上の接種を行う体制を確保できる |

4. 集合契約・代行機関

- 居住地において接種を受けることが困難な者が、居住地以外において接種を受けた場合の費用決済・支払は、関係者の事務負担軽減を図るために集合契約を締結し、代行機関を介して費用決済・支払を行う。

5. ワクチン流通・分配

- ワクチン流通を円滑に行うため、都道府県内で各地域担当の卸売販売業者を予め選定しておく。
- ワクチンの分配は、国→都道府県→市町村→医療機関・接種会場の順に、国・都道府県・市町村が連携してワクチン配分率を決定する。

■ 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について(中間とりまとめ)抜粋
(R2.9.25新型コロナウイルス感染症対策分科会)

接種目的

新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図る。

接種順位

(1) 当面、確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであることから、接種目的に照らして、

・新型コロナウイルス感染症患者(新型コロナウイルス感染症疑い患者を含む。以下同じ。)
に直接医療を提供する施設の医療従事者等(新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる救急隊員及び積極的な疫学調査等の業務に携わる保健師等を含む。)

・高齢者及び基礎疾患を有する者

を接種順位の上位に位置付けて接種する。今後、具体的な範囲等について、検討する。

(2) 高齢者及び基礎疾患を有する者や障害を有する者が集団で居住する施設等で従事する者の接種順位について、業務やワクチンの特性等を踏まえ、検討する。

(3) さらに、妊婦の接種順位について、国内外の科学的知見等を踏まえ、検討する。

14

Q 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化しやすいのはどんな人ですか。

A 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち重症化しやすいのは、**高齢者と基礎疾患のある方**です。

重症化のリスクとなる基礎疾患には、**慢性閉塞性肺疾患(COPD)**、**慢性腎臓病**、**糖尿病**、**高血圧**、**心血管疾患**、**肥満**があります。

また、妊婦や喫煙歴なども、重症化しやすいかは明らかでないものの、注意が必要とされています。

30歳代と比較した場合の各年代の重症化率

年代	10歳未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳以上
重症化率	0.5倍	0.2倍	0.3倍	1倍	4倍	10倍	25倍	47倍	71倍	78倍

※「重症化率」は、新型コロナウイルス感染症と診断された症例(無症状を含む)のうち、集中治療室での治療や人工呼吸器等による治療を行った症例または死亡した症例の割合。

重症化のリスクとなる基礎疾患

慢性腎臓病

慢性閉塞性肺疾患
(COPD)

糖尿病

高血圧

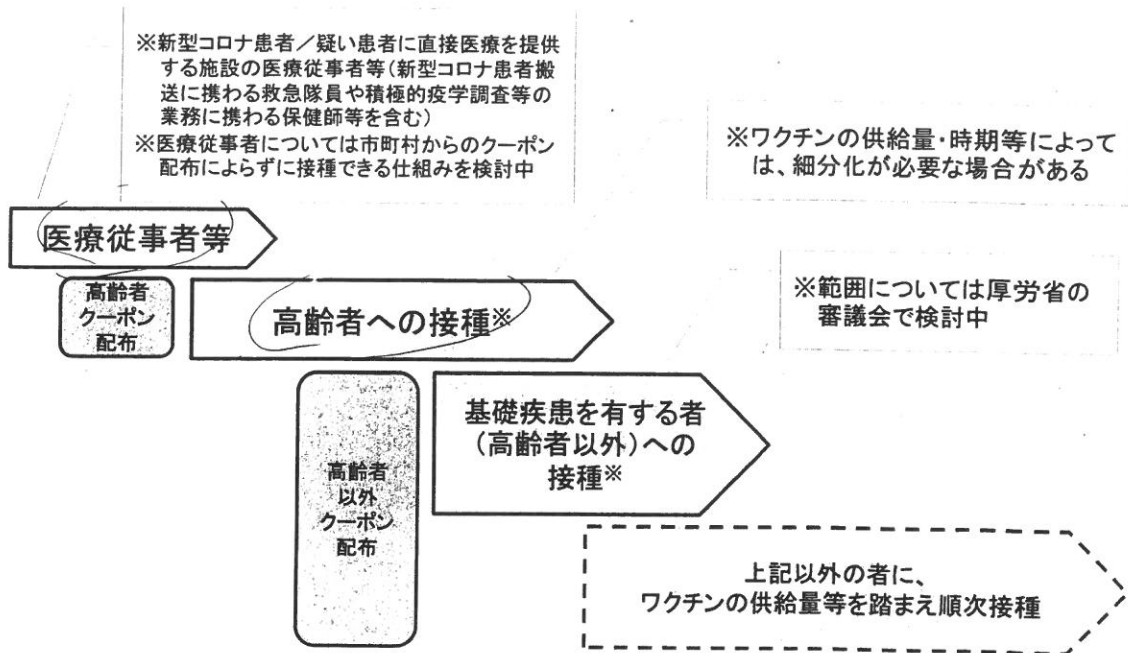
心血管疾患

肥満(BMI 30以上)

※妊婦、喫煙歴なども重症化しやすいかは明らかでないが注意が必要。

想定されるワクチン接種の接種順位とクーポン配布の時期（検討中の案）

重症化リスクの大きさと、接種券配布の実務を踏まえ、考えられる接種順位の大まかなイメージ



注：このほか、高齢者及び基礎疾患を有する者や障害を有する者が集団で居住する施設等で従事する者の接種順位については業務やワクチンの特性等を踏まえ、妊婦の接種順位については、国内外の科学的知見等を踏まえ、検討することとされている。